

ニューマネー定期預金

(2026年4月6日現在)

1. 商品名	●ニューマネー定期預金
2. 販売対象	●当行に普通預金口座をお持ち、または今回口座開設される個人(個人事業主含む)のお客さま
3. 取扱期間	●2026年4月6日(月)～2026年7月31日(金)
4. 預入期間	●12か月、36か月 ※自動継続(元金継続または元利金継続)のみのお取扱いとなります。
5. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	●一括預入、通帳式 ●300万円以上 ※分割して作成する場合も一口300万円以上とします。 ※2026年4月6日～2026年7月31日の間に現金(小切手)・お振込み・ATMでの入金等により当行に新たに預入されたご資金での作成が対象となります。 ただし、横浜銀行、神奈川銀行、浜銀TT証券から入金されたご資金は対象外となります。 ※2026年4月6日以降、当行に預入されている各種預金を中途解約もしくは出金し、他行にお預入後、その資金を再度現金もしくは振込み等によりご入金された場合は対象となりません。 ※本商品取り扱い期間中、当行に預入されている各種預金の満期金および中途解約した資金を原資として、本商品を利用することはできません。 ●1円単位
6. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	●スーパー定期300(複利型のみ)と同様のお取扱いとなります。 ●預入時の利率を満期日まで適用いたします。 ●初回特別金利 預入期間1年の場合 年0.800%(税引後 年0.63748%) 預入期間3年の場合 年1.250%(税引後 年0.9960625%) ※ご契約時の店頭表示金利に所定の金利を上乗せした特別金利を適用します。 ※特別金利は初回お預け入れ時のみ適用となります。 ※自動継続後はその時点での店頭表示金利を適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算とします。
8. 利子課税	●2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加的に課税され、源泉徴収率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●マル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 ●中途解約利率は中途解約時点の普通預金利率を下回る場合があります。 <1年ものの定型方式> A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% <3年ものの定型方式> A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%
10. 金利情報の入手方法	●最新の店頭表示金利については店頭またはホームページ等でご確認ください。
11. 付加できる特約事項	●総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%を上乗せした利率)。
12. 預金保険の適用	●預金保険制度の対象商品です(当行に複数口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。
13. その他	●お利息の受け取りには当行預金口座が必要ですが、新規口座開設をいただく場合は銀行の審査によりお断りさせていただく場合がございます。 ●連名口座、屋号付き口座ではお取扱いできません。 ●窓口でのお預入れが対象であるため、ATMや東日本ダイレクトバンキングサービス(インターネットバンキング)、お江戸日本橋支店でのお取扱いはできません。 ●お取扱い期間中でも金利を含めた商品内容の変更やお取扱いの中止をさせていただく場合がございます。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	●全国銀行協会相談室 連絡先0570-017109 または 03-5252-3772 〔受付日:月～金曜日(祝日および銀行休業日を除く) 受付時間:9:00～17:00〕